

ふくしま企業移住支援事業補助金概要

補助金名	ふくしま企業移住支援事業補助金
目的	首都圏等の企業が県内に拠点を設け、テレワークにより事業内容や取引先等を変えずに、ゆとりある勤務環境を実現する企業単位での「転職なきふくしまぐらし。※」を促進するため、県外企業が県内にサテライトオフィス若しくは本社機能の全部又は一部を移転した施設（以下、「サテライトオフィス等」という。）を設置し、サテライトオフィス等での就労を目的に当該企業の社員が県外から県内に転入する場合、その施設整備に係る経費に対して、補助金を交付するもの。 ※「転職なきふくしまぐらし。」…首都圏等で働く方々が、離職せずに福島県内に移住し、テレワークにより移住前の仕事を続けること。
事業スキーム	福島県から補助対象者への直接補助
補助対象者	次に掲げる要件の全てに該当する企業（※なお、ここでの企業とは、会社法に規定する会社をいう。） （１）県内に本社を有していない企業（ただし、一般社団法人についても、会社法に規定する企業が設立し、社員が当該企業に出向する等、当該企業主体と関連性のあることが明確に分かる場合に限り、対象とする。また、この場合は、当該企業主体及び当該一般社団法人の両方が本要件を満たしているものとする。）であって、サテライトオフィス等で勤務する社員が、主にテレワークにより事業を実施する企業。なお、対象とする業種については別に定めるものとする。 （現在のテレワークによる業務の実施状況や、本補助事業により整備する予定のサテライトオフィス等において実施予定のテレワークによる業務内容について、ふくしま企業移住支援事業補助金計画書（第１号様式の別紙１）に記入すること。） （２）本補助金により整備したサテライトオフィス等を５年以上継続して維持、又は運営する見込みがある者 （３）本補助金により整備したサテライトオフィス等において、事業完了の日が属する年度の翌年度末までに、住民票の異動を伴い県外から県内に転入した社員（以下、「転入社員」という。）を２名以上配置する者 （４）本補助金により整備したサテライトオフィス等を拠点に、県内での社会・地域貢献活動又はＣＳＶ経営に取り組む意思のある者
補助対象事業	首都圏等の県外企業が、テレワークによる業務を行うことを目的に社員が県外から県内に転入する場合において、業務に従事するためのサテライトオフィス等を県内に整備するための事業。（※単なる営業所や店舗、工場等、現地での業務を主目的とする施設の整備については、本補助金の対象としない。）
事業実施期間	交付決定日から令和８年３月１３日まで
補助対象経費	主な内容については以下のとおり （１）建物取得費（施設の建設・購入に要する経費）※用地取得等に係る経費は対象外。 （２）改修工事費 ※内装工事含む （３）役務費（施設への引越・移転に係る経費） （４）環境整備費 ア 設備費 ※設備設置に係る付帯工事を含む。 イ 消耗品費 ※設備費のうち税込単価１０万円未満のもの及びサテライトオフィス等開設時に最低限必要なものに限る。 （５）賃借料（事業期間中における施設の賃料）※敷金や礼金等は対象外。
補助率	補助対象経費の３／４以内
補助上限額	２，０００万円 ※ただし、建物取得費を含まない場合は５００万円（千円未満の端数は切り捨て） 併せて、補助事業者が当年度の事業期間中に転入社員を配置する場合は、一人につき３０万円を加算（最大１５０万円まで）
留意事項	１ 補助対象外事業について 既に自社が整備し、県内において保有している物件を改修・拡充する場合や、県内において既に賃借している物件の改修や契約を継続する場合は、本事業の 対象外 となります。 ２ 補助対象外経費について （１）施設の本体工事以外の経費（用地取得、土地造成・改良、外構工事、上下水道管の敷設、調査設計等） （２）管理運営に係る経費（通信運搬費、光熱水費、保守費、保険料、人件費、旅費、報償費、食糧費、印刷製本費） （３）支払時に要する振込手数料 （４）租税公課（印紙代、消費税等） （５）補助事業期間外のみ発生した費用 （６）補助対象事業のみに使用したことが明確でない経費（ただし、明確に区分できる場合はこの限りではない。） （７）その他必要性が説明できない経費 ３ 補助金の返還について 本事業により整備された施設を５年以内に閉鎖した場合や、翌年度末までに転入社員が２名以上配置されなかった場合については、交付した補助金の全額もしくは半額を返還していただくことになります。（詳細については交付要綱第１５条を参照してください。）